

件名	土地改良財産の無償譲渡及び無償貸付並びに分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
主管課	農地整備課
根拠法令等	土地改良法、地方自治法
<p>【改正の概要】</p> <p>農業用水小水力発電施設のように、事業により造成された財産が主たる土地改良財産と一体となってその効用を増加させるものについて、土地改良区へ無償譲渡等を行えるよう、土地改良財産の範囲を拡大するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>土地改良財産の無償譲渡及び無償貸付並びに分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例（抄）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において「県営土地改良事業」とは、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条、第87条の2又は第88条の規定により行う事業<u>その他これらに類するものとして知事が定める事業</u>をいう。</p> <p>2 この条例において「土地改良財産」（以下「財産」という。）とは、県営土地改良事業によつて生じた工作物その他の施設及び土地（法第2条第2項第3号及び第4号の事業によつて生じた土地のうち施設に係る敷地以外のものを除く。以下同じ。）で県有のものをいう。</p> <p>（財産の無償譲渡等）</p> <p>第3条 財産は、その財産をその目的に従つて利用する土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）その他の者に無償で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	